

～高齢者世帯対象～

特殊詐欺等被害防止機能付き電話機などの購入費を補助します！

新型コロナウイルス感染症に便乗した特殊詐欺や不審電話等が多発しています。詐欺被害に遭いやすい70歳以上の高齢者世帯の方を対象に、被害を未然に防止する機能のある電話機等の購入及び設置に要した経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方（補助対象者） ※下記のすべてを満たす場合に限る

- ・茨城県に住所を有し、現に居住されている方
- ・補助申請時点で満70歳以上のみの世帯の方
- ・町税等を滞納していない方

■補助対象機器

次のいずれかの機能のある**固定電話機**または**固定電話機に接続して使用する機器**。

※補助の対象にならない場合がありますので、対象機器について不明な場合はお問い合わせください。

(1) 通話録音装置

電話着信時に警告のアナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能

(2) 着信拒否装置

指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能（ナンバーディスプレイの加入が必要）

■補助金額 購入・設置費用の5分の4（上限10,000円、100円未満は切り捨て）

（例）12,500円で購入・設置（消費税込み）

12,500円×4/5＝10,000円

補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



■申請方法 電話機等の購入及び設置前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し（カタログの写し等）
- ③町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書（様式第2号）
- ④印鑑

代理申請の場合は、①～④に加えて

⑤委任状（様式第3号）

⑥代理の方の本人が確認できる身分証明書（運転免許証等）

※上記申請書類は、秘書広聴課で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

■申込期間 10月1日（木）～令和3年1月31日（日）

※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分（郵送のみ締切日当日消印有効）

※申請多数の場合、締切前でも募集を終了することがあります。

■申込方法 郵送または窓口にて受付

■受付窓口 秘書広聴課 協働推進グループ（2階 13番窓口）

■注意 機器によってナンバーディスプレイの利用料などが別途かかることがあります。これらの費用は補助対象外です。

【問合せ先】 秘書広聴課 協働推進グループ ☎ 029-291-8802（直通）

茨城県重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業について

町では、在宅の重度障がい者が居住する住宅を、その障がい者に適するように改修する工事を行うために要する経費の一部を助成します。

助成対象の要件

- ・町内に住所を有する重度障がい者又は重度障がい者と同一世帯でその生計を維持する者（所得制限あり）
- ・助成対象者が現に居住する住宅とし、同一申請者及び同一住宅において、既に当該助成を受けた住宅でないもの

※「重度障がい者」とは、次のいずれかに該当する者

(1) 身体障害者手帳の程度が下記のいずれかのもの

- ・1級または2級の下肢機能障害
- ・1級または2級の体幹機能障害
- ・1級または2級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）

(2) 療育手帳の程度が㊸の者

助成対象工事

- (1) 住宅内外における移動を容易にするための工事
- (2) 階段、廊下、居室、台所、浴室、便所等の使用を容易にするための工事
- (3) 介護保険法の規定による居宅介護住宅改修の支給を受けていない工事
- (4) 助成金の決定を受けた日以降に着工し、翌年3月31日までに完了する工事

助成対象経費及び助成額

助成対象経費の4分の3に相当する額（55万円を上限とする）

詳しい助成要件や必要書類などについては、お問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方 ※以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方 ※以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続きをお願いします

新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、10月中旬頃、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき【年金生活者支援給付金請求書】に記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和

3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

これから年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険課（5番窓口）で請求手続きをしてください。

【問合せ先】 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165（ナビダイヤル）

水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278

茨城県 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）